

唐宋時代における赤山湖水利の管理

On the Management of Water-utilizing of Chi-shan Lake (赤山湖) in the T'ang (唐) and S'ong (宋)

西 岡 弘 晃
Hiroaki Nishioka

(1977年11月29日 受理)

I はじめに

中国史においては唐末～宋にかけての時期に年代的劃期があったことが認められている。社会・経済・文化・政治の各方面にわたっておおきな変革をもたらしたこの時期において、農業生産力の発展はとくにめざましいものがあるが、本稿は農業生産を規定する灌漑水利の問題を、当時の先進地であった建康府周域の句容県・赤山湖をとりあげ実証的に考察することによって、社会の根底で進行しつつある変革の具体的事例を浮き彫りにしようとするものである。¹⁾ この地域は南京に都が定められて以来、南北朝においては、秦淮水-赤山湖-破崗瀆を通じて金壇の長蕩湖に出るルートが、最も重要な水路となっていたこともあって、²⁾ 早くから開発のすすんだところであった。このように赤山湖は交通の要衝であるとともに、農業水利の鍵をにぎる水量調節のための湖として機能していたのである。

ところで、赤山湖の所在する句容県を含む建康府一帯は宋代には圩田の構築がさかんにおこなわれた。³⁾ 文献通考・卷6・田賦考・水利田・圩田水利の条に、

「江東水郷、隄河兩涯，田其中，謂之圩，農家云，圩者圍也，内以圍田，外以圍水，蓋河高而田在水下，沿隄通斗門，每門疏港以溉田，故有豊年而無水患」

とあるように、江南東路の水郷の地では河の兩岸に堤防を築いて、その中を田にした圩をつくっていた。農家は圩田も圍田も同じであるといっているが、それはともに内は田を囲み、外は水を囲んだからである。圩では河が高くて、田は水の下にあるため、堤防に沿って斗門を通じ、斗門ごとに港を通じて田に溉ぐので、豊年があつて水患がないといわれていたのである。また、北宋神宗朝ころの人沈括の長興

集・卷21・萬春圩圖記にも、

「江南大都皆山也，可耕之土，皆下濕厭水，瀕江規其地以堤，而藝其中，謂之圩」

とあつて、江南は山地が多くて、可耕の地は湿地なので瀕江の地を規って堤防を築き、そのなかに穀桑を栽培してそれを圩といっていたことを記している。圍田と圩田の関係については、周藤吉之、⁴⁾ 玉井是博、⁵⁾ 岡崎文夫・池田静夫⁶⁾ の諸氏によって論ぜられているが、周藤氏は「南宋では江東路で一般の場合には圩田と圍田、或は湖田との間にも厳格な区別はなかつたであろうが、官の場合には圩田という語が地目に用いられて慣用されていたようである」⁷⁾ と一応結論づけられている。圩田構築の状況を示す史料として、たびたび引用される景定建康志・卷40・田賦志・田数条によると、宋代における各県の田面積とその区分は次のようになっている。

上元県	山	田	415, 921畝	1角	47歩
	圩	田	204, 595.	3.	555
	沙	田	112, 026.	0.	0. 6
	営	田	2, 889.	0.	23
江寧県	山	田	262, 113.	3.	34
	圩	田	187, 324.	1.	17
	沙	田	44, 310.	2.	2
	営租田地		13, 679.	2.	8. 5
溧陽県	田		955, 705.	1.	12. 5
	地		801, 474.	2.	9. 5
	圩	田	31, 776.	2.	24
句容県	田		740, 301.	0.	23
	地		261, 046.	3.	5
	沙	田地	4, 632.	1.	47. 5
	営	田地	7, 704.	3.	39

溧水県	圩田	291, 109.	1.	0
	沙田	1, 390.	3.	59
	営田地	3, 640.	3.	40

これによると、建康府管下の諸県において圩田は田の総数の3分の1ないしは2分の1に及んでいるにもかかわらず、句容県には圩田が全くなく、田区分地が70%以上を占めている。この他に、蘆場、草場、白面沙、浚灘などの沙地が3,509畝14歩とかなり多いことが注目される。⁸⁾ 圩田のなかの著名なものは湖を囲んで田としたものが多かったが、句容県に所在する大湖である赤山湖には圩田が構築されなかったことは注目に値する。

赤山湖に圩田が構築されなかったことには種々の事情があったと考えられるが、本稿では、この湖の水利管理のあり方を検討しつつその一因を明らかにし、唐代および宋代における湖水管理のあり方の変化を論及することを通して、唐宋期における時代的劃期を考えるよすがとしたい。

II 唐代における湖水管理

最初に赤山湖を概説しておこう。新唐書・卷41・地理志31・江南道・昇州・句容県の条に、

「西南三十里，有降巖湖・麟德中，令楊延嘉，因梁故堤置」

とあり、元和郡県志・卷25・江南道1・潤州・句容県に、

「赤山湖，在県南三十五里」

とある。読史方輿紀要・卷20・江寧府・句容県・絳巖湖の条に、

「県西南三十里，一名赤山湖，源出降巖山，県南境諸山溪之水，悉流入焉，下通秦淮，県及上元之田，頼以灌溉」

とあって、赤山湖は一名降巖湖（または絳巖湖）ともいわれ、句容県の西南30里にあって、降巖山および、県南境の諸山溪の水を集め、秦淮河に下通せしめ、句容・上元両県の田の灌溉に充てていた。また、永樂大典・卷2261・赤山湖の条に句容新志を引いて、

「江寧府上元・句容両県，臨泉，通德，湖熟，崇德，丹陽，臨淮，福祚，甘棠，舊額九郷，今并入丹陽，臨泉，福祚，甘棠四郷百姓，自来共貯水，降巖湖，澆灌田苗，下有百岡堰捺水，其湖上接九源山，其堰下通秦淮江」

とあって、句容・上元の九郷の田苗を澆灌している。これらの地域の百姓は以前から水を降巖湖に貯え、

百岡堰でもって水を捺ぎ、灌溉用水の調節することにしていたことを記している。

この赤山湖が史料に現れるのは読史方輿紀要・卷20・江寧府・句容県・降巖湖に、

「吳赤烏中，築赤山塘，引水為湖，歴代皆修築」とあって、三国時代吳の赤烏中（238～250）に築かれたものである。その後、歴代修築され、南史・卷70・列伝60・循史伝・沈瑀伝に、

「明帝復，使瑀築赤山塘，所費減材官所量数十万」

とあるように、南北朝時代、宋の明帝（465～472）のときに、沈瑀をして赤山塘を修築させ、数十万の水利役を費やしている。これらの史料から、赤山湖は歴代この地方の水利灌溉用水源として機能していたことが明らかである。その修築のためには官をして直接的にことに当らせて、水利施設の管理は地方官の裁量に委ねられており、功績のあった地方官は循吏としてその名を正史に載せ後世にとどめられるほどの大事業でもあったのである。⁹⁾

唐代に至ると、永樂大典・卷2261・赤山湖の条に句容新志を引いて、

「麟德二年，前縣令楊延嘉，并建兩斗門，立碑碣其言，周圍僅百里，州司尋差十將丁籌，計主徐藏巡湖打量得一百二十二里九十六步，盧尚書判，置湖貯水本為溉田，若許侵耕難防旱實為蠹弊，又累爭論，此度若更因循，他日終多私競乞詳裁斷，乃詳盧評事，據湖上郷老及湖下郷老等訴狀一一詳斷，使之得所必可遵行，盧評事判云，曾告論黃城塘，本非百姓田地近檢量，且与湖水通連足，見事情豈得占吝，湖下人戸怠慢不專久利，膏腴潛肆耕墾，又去相競，又云八十里為界，百里周圍恐是兩偏，今據取定四尺水則使其澆九郷田苗，若過今深廣，又慮浸毀，若逢曠旱之年，須稍更增加，今且取定五尺水則，其不及處，且任耕墾種植如有人在五尺水則，内資耕一畝一角，推勘得實其犯條人斷，遣令衆十日，放本管，湖長不覺察亦并施行，又據十將丁籌狀，蘆堯亭北邊，去岸約有二百來步有一盤石，東西闊四尺七寸，南北闊三尺五寸，石面中心，去水面一尺六寸五分，即是五尺之則，并有察柱，仍仰下縣，便於石上磨刮，更刮字記，其湖，仍每季一中不得鹵葬，其王陟徐璿，不思所佃，本是侵耕故有論列務，於已承佃，年久多連寡識，並放科責，其吳翼吳豪無過，亦請矜放尚書判准斷，立五尺水則，碑碣見在」

とあって、唐麟徳2年(665)に県令楊延嘉をして故堤に因らしめている。そこで注目すべきことは、二斗門を構築し、碑碣を建立しているが、その碑碣が後世まで残り、その内容が伝えられていることである。それによると、州司が十将丁籌を遣して湖の周廻を測ったところ122里96歩あったこと、湖を置き水を貯え溉田をなすこと、もし侵耕を許せば災旱を防ぎ難く蠹弊をなすこと、水争いが起ったとき、湖上郷老と湖下郷老等が訴状をいちいち詳断していたが以後これを遵行させることとした。また四尺水則を定めて九郷田苗を洗したが、その後五尺水則を定めて、湖長をして運営にあたらせたこと、この五尺水則は、岸を去ること200余歩のところにある盤石で東西闊4尺7寸、南北闊3尺5寸、石面中心が水面より1尺6寸5分でていて、石の上に目盛りが刻まれていた。同じく永樂大典・巻2261・赤山湖に、

「自吳赤烏二年到今已七百餘年、其湖東至数堰、西至兩壇、南至赤岸、北至青城、舊日春夏貯水深七尺、秋冬貯水深四尺續被湖上郷老王陟徐、經本州論訴称、其湖周回八十里外占奪百姓田地、縣司引上湖下郷老異吳豪論理」

とあって春夏の貯水が水深7尺、秋冬が水深4尺で、この差が大ききことが上郷と下郷の水争いの原因になったので水則が設けられた事情が明らかにされている。赤山湖が上元・句容兩県の水田の灌溉用水を供給、調節湖として重要な機能をはたしていたことが、早くから水則の設置されたことでもわかるが、この湖には百岡堰があり極めて重要な役割をはたした。永樂大典・巻2261・赤山湖に、

「其湖合貯水五尺則外、有湖西北角降巖山東脚下古石湫、禁放出水、修作百岡堰。畢工復、如田土旱涸、請連衆狀經縣取指揮准舊修、取車歩湫給放水足、即須權時修捺西斗門橋上子堰、如遇要水即開子堰」

とあるように、百岡堰を修築して、水量の調節をしている。田土旱涸に遇ったときには農民の請をうけて県を経て指揮をとり放水し、水足れば西斗門上の子堰を捺ぎ、水が必要ならば子堰を開いて放水することになっていた。

先学の研究によって、唐代の水利灌溉施設は復旧工事によって前代からのものを修築したものが多数を占めていたこと、および、唐代の農業水利工事は農民が自主的におこなう場合と、国家の役によっておこなう場合があったことなどが明らかにされている。¹⁰⁾ 赤山湖の場合も、呉代に構築されたものを唐

に入って修築している。その内容は二斗門の構築、碑碣の建立、五尺水則の設置および百岡堰の修築などである。

また、唐代律令体制下での灌溉水利組織の管理は次のよりにおこなわれていた。¹¹⁾ 大唐六典・巻7・水部郎中員外部の条に、

「掌天下川瀆陂地之政令、以導達溝洫、堰決河渠、凡舟楫灌溉之利、咸総而拳之」

とあり、同書・巻23・都水監使者の条に、

「凡京畿之内、渠堰陂池之壞決、則下於所由而後修之、每渠及斗門置長各一人」

とあって水利に関する中央官制としては、全国を総掌する水部と、京畿を管する都水監の二本立になっていた。さらに新唐書・巻48・百官志38・都水監使者の条に、

「渠長、斗門長節其多少而均焉、府県以官督察」とあり、水部式に、¹²⁾

「諸渠長及斗門長、至澆田之時、專知節水多少、其州県每斗各差一官檢校、長官及都水官司、時加巡察」

とあり、大唐六典・巻23・都水監都水使者の条に、

「每歳府県差官一人以督察、歳終録其功、以為考課」

とあって、京畿においては都水監のもとに、渠長、斗門長を置き、地方においては、州県官が、水部郎中、員外郎の総掌の下にあり、個々の具体的な任務については、渠長、斗門長がかれらに属していた。渠長、斗門長については、大唐六典・巻23・都水監の都水使者の条の注に、

「以庶人年五十已上、并勲官及停家職資有幹用者為之」

とあって、庶人の50才以上の人で、勲官および停家の職資の幹用あるものであって、灌溉の時期に水の公平な分配をはかることが主な任務であった。唐前半期、すなわち律令体制の下における水利灌溉は、中央から地方に至るまで組織化された官制の下に国家管理されていた。しかし地方官による水利工事が盛んであったということは、¹³⁾ 国家が一方的に権力支配を及ぼすというよりはむしろ地方官の裁量に委ねられていた面も強かったのではないかと考えられる。地方官は渠長、斗門長をよく督察することによって、水利灌溉の実をあげ得たのであろう。¹⁴⁾ 赤山湖の場合も、地方官である県令楊延嘉を中心として、これらの水利施設が構築されている。構築にいたる郷村における事情として、湖上の郷村と湖下の郷村

との水争いの事前の防止を目的としている点など、地方における水利問題を円滑に解決しようとする地方官の立場を反映したものであることがわかる。

赤山湖の水は、水則をみながら放水されるが、下流にある百岡堰の機能について、永楽大典・巻2261・赤山湖に、

「其堰自吳赤烏二年，与降巖湖同置，降巖湖即是貯水，百岡堰即是捺水，承潤七鄉降巖湖水，上接九源山下通，淮江如遇天旱少水，堰長先經本縣陳狀，集七鄉人戸并工修作，畢工後衆戸連狀奔經本縣取指揮，方集衆戸開放，洗灌田苗，水足依舊掩塞」

とあって、赤山湖の水をせきとめ、七郷の田を潤すること、堰長が置かれていて、天旱に遇い少水ときは本県を経て陳狀して七郷の人戸ならびに工を集めて工事が終れば、県を経て指揮をとって衆戸に開放して、田苗に灌漑することになっている。堰の運営には堰長がその中心になっていたようで、同じく永楽大典・巻2261・赤山湖に、

「其堰，開放湖後，忽遇天雨泛漲，即仰堰長，臨時酌量，開泄減放，若水勢浩瀚，即須全開，不得有傷田苗」

とあって、堰の開閉調節の責任は堰長の臨時酌量によることになっている。唐代における基本的な配水方法は、水利灌漑の大原則である。「諸以水溉田，皆從下始」¹⁵⁾を受けて、「溉田自遠始，先稻後陸，渠長，斗門長節其多少而均焉」¹⁶⁾とあるように、渠長、斗門長の責任の下で下流の水利田から始め上流へ、そして陸田へと公平に分配することによっていた。その方法は、水部式に、

「諸溉灌大渠，有水下地高者，不得当渠堰，聽於上流勢高之處，為年内引取，其斗門皆須州県官司檢行安置，不得私造，其傍支渠，有地高水下，須臨時暫堰灌漑者聽之」

とあるように、地勢によって斗門、渠堰を適宜建設することによって、州県官の責任によって行われている。このような水量調節の施設を建造したのち、水部式に、

「凡洗田，皆仰預知頃畝，依次取用，水遍即令閉塞，務使均普，不得偏併」

とあるように、預め灌漑面積を計算した上で無駄なく公平に分配することになっていた。赤山湖に設けられた諸施設および各担当官はこの原則に従って水利灌漑の任に当たった。永楽大典・巻2261・赤山湖に、

「其边界有古迹堰旧来集側近承潤人戸修作，逐

年差人看守，若不因天雨山水擁下不得輒令其水透漏，如有鄉老及湖堰長巡檢，見得似有水流去處，其看守人請准元條科斷」

とあって、郷老および湖長、堰長がことにあたることになっている。湖の管理は、永楽大典・巻2261・赤山湖に、

「其湖西側去大路一百餘步有盤石一座則水深淺，令衆戸於石畔，又立杉木望柱一條，長一丈七尺標記水則，其石上水深一尺六寸五分即是五尺水則，方始可以灌漑兩縣，其望柱勒近地保社人戸日夜巡欄常，夾棘籬遮圍看管，如水過則即仰湖長弔開減放不得輒令湖水失其元則」

とあるように、湖長がおかれて、元則を保つよう湖水を維持することが任務とされた。また同条に、

「其湖堰從西石湫并子堰及東斗門大堰，上兩岸栽培楊木仰湖長逐日管押，守宿人戸看管不得許令斫伐并牛羊踐踏」

とあるように、湖堰の上に楊木を栽培し、湖長に仰ぎて日を逐うて管理せしめている。水利施設の修理は、唐律疏議・巻27・雜律条の當繕令に、

「近河及大水有堤防之處，刺史・県令以時檢校，若須修理，每秋収訖，量功多少，差人夫修理，若暴水汎溢，損壞堤防，交為人患者，先即修營，下拘時限」

とあって、堤防の場合は、秋收穫後に刺史、県令の檢校によって人夫を差して修理することになっていたが、暴水で汎溢し、堤防決壊の時は時期を限っていない。永典大典・巻2261・赤山湖に、

「其斗門或遇山水擁，下高於湖内水面即須全開三所斗門放水，入湖候外溪水退却放水，出溪下秦淮入江，專須酌量湖水不得失於元則」

とあって、三所斗門を開閉しながら元則（五尺）を保ち、同じく、

「湖堰上接崇徳・上容・福祚・通徳等四郷除承潤人戸，同用功修作，外恐有無知人戸，不施功力輒盜水利灌漑，一畝一角，兩岸人戸巡檢，以見車步縱跡，就所在保社勘驗申拳右前件湖堰，承旧洗灌九郷，田苗共一千餘頃畝」

とあるように、湖堰は崇徳、上容、福祚、通徳等四郷に接し、承潤人戸を除き、功を用いて修作し、功力を施さない人戸の盗水に備えて兩岸人戸が巡檢をしていた。こうして湖堰によって溉田される九郷の田苗は1000余頃に及んでいる。ところで宋史・巻97・河渠7・東南諸水・乾道7年（1171）臣條の言に、

「在唐之禁甚嚴，盜決者罪比殺人，本朝寢緩其

禁，以惠民，然修策嚴甚，春夏多雨之際蓄蓄盈滿，雖秋無雨漕渠或淺，但泄湖水一寸則為河一尺矣，兵變以後多廢不治堤岸，埤闕不能貯水，疆家因而專利耕以為田，遂致淤澱，歲月既久其害滋廣望責長吏，濬治堙塞，立為盜決侵耕之法」
とあるように、唐代においては盗決なる水利事例は殺人罪に比せられていたことは注目に値する。¹⁷⁾ 唐代では、水利施設の修理、配水順序等の規則はさきの水部式にみえるように、律令格式体制という国家権力のかかわるところとなったように、国家の水利統制が最も強く働く時期となった。¹⁸⁾ その後赤山湖は、新唐書・卷41・地理志41・江南道・昇州・句容県・大歴12年(778)に、

「令王昕復置，周百里，為塘立二斗門，以節早暵，開田万頃」

とあるように、大歴中に県令王昕復置するところとなり、二斗門を立て、早暵を節して田万頃を開いた。永樂大典・卷2261・降巖湖・大歴12年(778)10月3日の条に、句曲志を引いて、

「在県西南三十里，灌溉句容・上元兩県田五万亩，旧収歲課二百二十貫」

とあって歳課 220貫を取めている。

以上のごとく、赤山湖は唐前半期、すなわち律令体制下においては公権力の直接的あるいは間接的一水則石を建立して、いちいち水争いの仲裁に引き出されることを回避するなど一干渉を通じて郷村において水利灌溉の要として機能していたということができよう。

III 宋代における湖水管理

農業灌溉水利における国家と村落との関係を見る時、国家的規制の強かった唐代にくらべ、宋代においては水利施設管理の点に重点をおき、それ以外の拘束は緩やかになっていった、¹⁹⁾ といわれる。大歴年間以後、赤山湖の記事は途絶えるが五代、晋天福年間(936~943)の状況が、景定建康志・卷18・山川志・江湖の条に、

「晋天福年中，明朝重興添修建造，貯捺百里溪汊山源，賑卹耕民，備供王賦，累奉勅恩給，賜料物及借助日食等，差兩縣官員，置造斗門三所；計用一萬七千六百八十工及添修湖埤并百岡堰，共計三萬三千六百八十工，衆議重置條流，嚴加東轄，謹連符條如前，伏乞員外尊慈特賜判印指揮，永為証摠」

とあって、天福年間に17,680工を用いて斗門三所を

置造し、33,680工を用いて湖埤ならびに百岡堰を添修している。²⁰⁾ この改修に際して、句容・上元兩県の官員がつかわされ、また賜料物および日食等を官より援助してもらった。この水利事業が完成すると、農民達は衆議して、條流を重置して、厳しく東轄を加えることにした。そのうえ、官の判印指揮を受けて永く証摠とすることにしている。この一連の手続きをみると農民の共同体的な規制が第一次的に存し、それに権威づけをするために権力の干渉を求めているということができ、唐代から宋代への農業水利への国家のかかわりかたの変化をよみとることができる。群雄が割拠し、国家興亡常なき五代においては、各王朝とも富国強兵につとめたために、灌溉水利施設の興修に力を入れていたという時代の趨勢によるところもおおきかったであろう。統資治通鑑長編・卷143・仁宗・慶曆3年(1043)9月丁卯の条にみえる范仲淹の上奏に、

「且如五代群雄争覇之時，本国歲饑則乞糴於隣國，故各興農利，自至農足，江南旧有圩田，每一圩方数十里，如大城，中有河渠，外有門閘，早則開閘引江水之利，潦則閉閘拒江水之害，早潦不及，為農美利……自皇朝一統，江南不稔，則取之浙右，浙右不稔，則取之淮南，故慢於農政，不復修舉，江南圩田，浙西河塘大半隳廢，失東南之大利」

とあって、五代には各国が互いに水利を興し、江南では圩田があり、一圩ごとに方数十里もあって、大城のようで、中には河渠があつて、外には門閘があり、早すれば閘を開いて江水を引き、潦すれば閘を閉じて江水の害を拒んで、早潦にかかわらず農業に利していた。宋に入って、水利政策を怠ったので江南の水利も大半は失なわれたことをのべているが、五代における水利興修の盛んなさまを伝えるものである。宋代に入って、仁宗朝の頃から国家の水利政策は盛んに施行されはじめた。²¹⁾ 宋会要・食貨7・水利・慶曆3年(1043)11月の条に、

「詔訪聞江南旧有圩田，能禦水旱，并兩浙地卑，常多水災，雖有堤防大半隳廢，及京東西亦有積潦之地，旧常開決溝河，今罷役数年漸已堙塞，復將為患，宜令江淮兩浙荆湖京東京西路轉運司，轄下州軍圩田并河渠堤堰陂塘之類，合行開濬去處，選官計工料，每歲于二月間未農作時興役半月即罷」

とあるように、江淮、兩浙、荆湖、京東西路轉運司をして、管下州軍の圩田や河渠、堤堰、陂塘の類で

開修すべきところは、²²⁾ 官を選んで工料を計り毎年2月に工役を興させることにした。この頃、赤山湖も、景定建康志・卷18・山川志・江湖・慶暦3年(1043)2月18日の条に、

「葉龍図知建康府曰、於古来旧湫處、置立大石柱一条、將湖心盤石水則、刻於柱上、永為定則」とあり、知建康府葉龍図によって、古来旧湫のところに大石柱一条を立置し、もって湖心盤石水利として、柱上に目盛を刻んで永く定則とした。²³⁾ この間の事情は、永樂大典・卷2261・赤山湖に、

「慶暦三年二月十八日、龍圖葉直閣知建康府日帖句容縣、本縣尉并句容知縣所申告示、赤山湖都団任操等一依逐官所定、依旧以盤石上水及六寸四分、湖心水深四尺、永為則例、及移新湫却於古来去處安頓、仍勾集承潤人戸、開堀古湫上下闊四尺、以来、仍旧通放湖水、所有打量出入戸、胡真等四十四戸侵耕湖面田土、即仰指揮、依旧撥充湖面、如於內有已收係苗稅田土、亦与銷破、兼仰於古来旧湫處、置立大石柱一條、將湖心盤石水則、刻於柱上、永為定則、及將今來行去使、帖內指揮亦於石柱上鑄記號、仍便出榜本處、曉示食利人戸、如団首任操等不依、今來逐官定下、水則開放湖水、及有側近人戸准前輒敢作弊、偷放湖水侵耕湖池、即仰經縣陳論、仰本縣放接文狀勾追根勘行、遣史仰本縣常切覺察、逐專舉行、仍具已施行事狀、申府不得遲延、陶代堰一條、三縣交界其堰約有七十餘丈、上下係土場每辺十畝、以来逐年取土修作、係是余李璩吳巷一団專管却与免赤山湖百岡堰、逐年修作、所有察湖三所、共合澆灌當縣田苗」

とあって、詳細にのべている。それによれば、知句容県は赤山湖都団任操等に告示して、旧に依って、盤石を以って、上水6寸4分になれば湖心の水深4尺であると定めて、永く則例としてきたが、承潤人戸を集めて古湫上下闊4尺を開堀して以来、旧に仍って湖水を道放することとし、胡真等44戸の人戸を出して、侵耕して湖田化している田土を開堀して湖面を撥充している。²⁴⁾ 古来旧湫のところに大石柱一条をたて、湖心盤石水利をもって柱上に刻して永く定則とした。本拠に出傍して曉示したので食利人戸は、水則によって湖水を開放しつつ灌漑に利することができた。ここで灌漑水利、とくに水の配分の基準として重要な機能をはたす水則と、湖水管理の直接の担当者である団首について検討してみよう。まず、宋代の水則については、吉岡義信氏の專論もあり、²⁵⁾

かつて拙稿においても触れたことがあるが、北宋初期の頃から湖における湖田化の問題の発生の中かで設置されはじめた。農政全書・卷16・水利・浙江水利の条に、

「江河塘浦、源高而流卑、易涸也、則于下流之処、多為插以節宜之、旱則尽閉以留之、潦則尽開以洩之、小旱潦則斟酌開闔之、為水則以準之、水則者、為水平之碑、置之水中、刻識其上、知田間深淺之數、因知插門啓之宜也、浙之寧波紹興、此法為詳、他山郷所宜則倣也」

とあって、江河塘浦の水源が高所にあるものは流下して涸れ易いので、下流に插を設けてこれを節し、小旱小水の時には、水門を適宜に開閉して、灌漑を斟酌する。開閉の基準を得るために水則を設けた。水則は水平をはかる石碑であって、水中に立て、石碑に目盛を刻んで、田間の水の深淺の数を知って、插門啓閉の基準とするものであると説明している。

水則には、それぞれ水高を測る基準があつて、それによって水門を開閉しているが、浙江通志61・水利10・温州府・水則に萬曆温州府志を引いて、

「永嘉水則、至平字、諸郷合宜平字上高七寸、合開陡門、平字下低三寸、合閉陡門、宋元祐三年立」

とあって、永嘉水則の場合には、「平」字上7寸の高さになれば陡門を開き、「平」字の下3寸低くなれば陡門を閉じていた。また、浙江通志56・水利5・寧波府・平水則に「吳潛建平水則記」を引いて、

「四明郡、阻山控海、海派於江、其勢卑達於湖、其勢高水自高而卑、復納於海、則田無所灌注、於是、限以礮闌、水溢則啓、涸則閉、是故礮闌、四明水利之命脉、而時、其啓閉者、四明礮闌之精神、故其為啓閉之則、曰平水尺、往往以入水三尺為平、夫地形在水定下者不能皆平、水面在地之上者未嘗不平、余三年積勞於諸礮、至洪水灣、一役大畧盡矣、已未勸農翠山、自林村由西門泛舟以歸、暇日、又自月湖沿竹洲、巖城南、徧膺水勢、而大書平字於上、方暴雨急漲水没平字、戒吏卒、請於郡、函啓鑰、若四澤適均、水霑平字鑰、如故、都鄙旱澇之宜求其平於此而已、故置水則於平橋下、而以平字為準、後之來者勿替茲哉」

とあって、啓閉の則によると、平水尺は水に3尺入ったところを「平」となし、基準としていた。平字の出没を視て啓閉の基準としていた。元豊類藁・卷13・序越州鑑湖図には、杜杞の言を引いて、

「盜湖為田者，利在縱湖水，一雨則放声以動州
 県，而斗門輒發，故為之立石則水，一在五雲橋，
 水深八尺有五寸，會稽主之，一在跨湖橋，橋水
 深四尺有五寸，山陰主之，而斗門之鑰，使皆納
 干州，水溢則遣官視則，而謹其閉縱」

とある。盜湖して湖田をつくるものは湖水を自由に
 利用しうることが必要であったので、雨が降って湖
 田が冠水しそうなれば州県におしかけ、斗門を開
 かせ放水させた。そのため官は水則石を建てて斗門
 開閉の基準をつくり、2つの水則石は會稽、山陰の
 両県がそれぞれ管理し、斗門の鑰は州で保管し、水
 が溢れそうになると官吏を派遣して、水則石を視て
 斗門の開閉を慎重にさせている。²⁶⁾ つぎに、団首に
 ついては、永樂大典・卷2261・赤山湖・大平輿国 6
 年(981)5月15日の条に、

「赤山湖団首唐瑫男霸，在県陳狀，知県事兼兵
 馬監押巡檢察籍給換」

とあって、赤山湖団首唐瑫がおり、同じく、卷2261
 ・赤山湖・建隆3年(962)3月18日の条に、

「大田戸唐瑫等陳請，查員外判執條，常常嚴加
 束轄」

とあるから、団首は大田戸、すなわち、大土地所有
 者が選ばれていたことがわかる。宋会要・食貨7・
 水利上・皇祐元年(1049)正月25日の条に、

「三司相度，乞今後江淮，兩浙，荊湖路州軍，
 如有陂湖，明置簿籍拘管，永為衆戸貯水蔭田，
 更不許人戸以起納租稅為名，輒行請射，仍令知
 県，常行檢察，如違其所請人乃所給官司，各重
 寘于法，從之」

とあって、陂湖の管理は簿籍を明置して拘管し、永
 く衆戸は貯水し田に注いでいたが、これは三司運運
 司の統轄のもとで州県官がその任に当ることになっ
 ていたので、この団首も州県官の指揮の下で具体的
 な水利管理に当る在地の責任者であったとみること
 ができる。南宋に入ると、永樂大典・卷2261・赤山
 湖・紹興9年(1139)3月11日の条に、

「准建康府帖照勘，句容縣西南三十里，赤山下
 有降陂湖，俗稱赤山湖，周四百二十里，上元
 縣丹陽鄉地遠相接，其湖東以南連，及東北並枕
 山岡，自北以西，係湖埂岸，分東西兩湫口放水，
 旧有斗門，下通秦淮河，自河以南，連帶湖上盡屬
 句容縣臨泉・福祚・上容・崇徳・通徳五鄉，秦淮河
 西，係屬上元縣丹陽・清化兩鄉，已上南北兩岸七
 鄉四十二埠人戸全藉湖水澆灌田土，古來於秦淮
 河下口十三里，欄河置百岡堰父老相傳句容・上元

兩縣水利人戸，推排堰長二人者看守，及置団首二
 人掌管湖水，逐時興葺岸埂，固護湖水輪転交替，
 如過天旱，年歲要水，灌溉田苗，兩縣団首商議，
 未放水前，堰長先經縣陳狀，集水利人并工修作
 百岡堰，斷水頭再經縣過狀，方始放水湧入百
 岡堰，次第散水，入湖下七鄉四十二埠，澆灌田
 苗，水足依旧閉塞湫口」

とあって、赤山湖の水利管理について詳細な記事が
 ある。それによると、赤山湖は当時も、周囲 120 里
 で、圩田構築がなされた様子はなく、上元県丹陽郷に
 遠く接し、その湖東南および東北は山岡を枕し、北
 西は湖埂岸であって、東西の両湫口から水を放つ旧
 斗門あり、下は秦淮河に通じていた。河より以南
 は湖上を連帯して、句容県の臨泉、福祚、上容、崇
 徳、通徳 5 郷に通じ、秦淮河の西は上元県の丹陽、
 清化兩郷に係属し、已上の南北兩岸 7 郷 42 埠の人戸
 は全く湖水を藉りて田土に澆灌していた。古來、秦
 淮河の下口 13 里のところ、河をせきとめて百岡
 堰をおいて、父老の伝えるところによると、句容・
 上元県の水利の人戸は、堰長 2 人を推排して看守せ
 しめ、および団首 2 人をおいて湖水を管掌せしめて、
 逐時岸埂を興修させて、湖水を固護せしめ、輪番交
 替制で選んでいた、もし天旱に遇って、田苗に灌溉
 する水を要すると、兩県の団首は商議して、未だ放
 水せざる前に、堰長が県に狀を陳じて、水利人と工
 人とを集めて、百岡堰の堰を修作して、水頭を断り、
 再び県を経て狀を陳じて、始めて水を放って百岡堰
 に湧入し、次第に散水して湖下 7 郷 42 埠に入れて、
 田苗に澆灌し、水が足れば旧に仍って湫口を閉塞し
 た。周藤吉之氏は、赤山湖には宋初には団首 2 人が
 おかれて、湖水を管轄し、これは句容・上元兩県の
 7 郷の人戸の中から交替で選差されており、それら
 は大田戸即ち大土地所有者であったようで、この団
 首は湖長ともいわれていたらしく、団首は宋初から
 赤山湖におかれていて、水利を食む七郷の人戸の中
 から選差されており、堰長は団首の下にいたような
 感じをうけるとのべられている。²⁷⁾ 当時の水利施設
 の管理は、宋会要、食貨 61・水利・紹興 8 年(1138)
 11月 2 日の条に、

「侍御史蕭振言乞詔親民之官，各詢境内之地，
 某郷某里，凡係陂塘堰埭民田，共取水利去處，
 咸籍而記之若從官中追集修治，則慮致擾擾不若
 隨，其土著分委土豪使均敷民田近水之家出財穀
 工料，於農隙之際修焉，縣官董其大概而已，仍
 於縣官罷任之日書所興修水利若干於印紙，量加

旌賞以勸來者詔令戸部，行下諸路常平司，委守臣措置，興修以聞」

とあって、親民官に詔して、各境内の某郷・某里の陂塘・堰埭に係る、民田で水利を共にするところを詢って、みな籍してこれを記し、官が修治するのは搔擾を致すおそれがあるので、その土豪に分委して、民田の水に近い家に均敷して財穀工料を出させて、農隙の際に修治させて、県官はその大概を董して、県官が任期満了のときに旌賞を加えることになっていた。²⁸⁾

これらの史料から、南宋においては、すでに地主佃戸関係も定着し、郷村における水利秩序も成立しており、官が直接的に介入することを避けるのが支配的となっていた。赤山湖においても水利の人戸がみずから輪番交代制によって団首および堰長を推排して、かれらに直接的に管理の任を委ねていた。また、かれらは必要に応じ県官の許可を受けて事を運んでいたし、県官は中央から勤務評定を受けるという形で、水利灌漑施設の管理、興修の職務を評価されていた。

このように、宋代には、村落における共同体的な水利組織の存在し、国家は間接的にそれを監督し、規制するというかわり方をしていたといえる。

IV おわりに

南北朝時代に都がおかれて以来、政治・経済・文化の先進地となった建康府周域にある赤山湖をとりあげ、その水利問題を検討してきた。宋代に入って、江南東路では、低湿の地を囲んで圩田構築をおこなうことがひろくおこなわれたが、赤山湖ではついに圩田は構築されなかった。その原因はいろいろあると思うが、最大の原因は唐代にはやくも設置された水則に象徴される水利管理の成功にあるとおもわれる。宋代に設置された水則のおおくが、豪族たちの湖田化による水利灌漑の侵占到対応するために建立したものであった。赤山湖の場合は、上流と下流との水争いを解決するために、郷村において自主的にとり決められた水利秩序であって、官の保証を得ることによって強力な規制力をもつものとして機能していた筈である。それが宋に入って豪族の土地兼併、湖田、圩田化の趨勢にもかかわらず、赤山湖を農田灌漑用水として確保しつつけたのみならず、その管理も団首、堰長などを水利人戸のなかから輪番制で選差するという水利共同体的規制のもとでおこなわ

れ、豪族の湖水浸占を許さなかったといえることができよう。

本稿は、永樂大典および景定建康志というかぎられた史料によって、赤山湖の水利問題を考察したので、必ずしも十分に問題点の核心をつくことができなかったが、赤山湖を利用する周辺農民の生産力の問題、ならびに水利をめぐる地主、佃戸の関係などの問題とともに今後、史料蒐集をつづけながら論及していきたいと思っている。

文 献

- 1) この地域の水利問題は、長瀬守氏が「宋元時代の建康周域における各県の水利開発(1)」(中国水利史研究第5号)として発表されているが、対象とする時代もとりあげた問題点も若干異っている。
- 2) 岡崎文夫・池田静夫『江南文化開発史—その地理学的基礎研究—』p.21
- 3) 玉井是博「宋代水利田の一特異相」(『支那社会経済史研究』所収)
周藤吉之「宋代の圩田と莊園制—特に江南東路について—」(『宋代経済史研究』所収)
- 4) 注3)と同じ。
- 5) 注3)と同じ。
- 6) 注2)と同じ。
- 7) 注3)と同じ。
- 8) 注1)と同じ。
- 9) 築山治三郎氏は『唐代政治制度の研究』において、『旧唐書』良吏伝および『新唐書』循吏伝を考察し、良吏あるいは循吏とよばれた人達の多くは水利灌漑による殖産興業につくした人達であることを指摘された。
- 10) 佐藤武敏「『新唐書』地理志に見える農業水利記事」(中国水利史研究・第1号)
- 11) 拙稿「唐代の灌漑水利施設とその管理—関中における農業生産と関連して—」(中村学園研究紀要・6)
- 12) 水部式は佐藤武敏氏「唐代水部式残卷訳注」(中国水利史研究・第2号)によった。
仁井田陸「敦煌発見唐水部式の研究」(『中国法制史研究』法と慣習・法と道徳)所収。
- 13) 注10)に同じ。青山定雄「唐代の治水水利工事について」(東方学報(東京)15-1)
- 14) 注11)と同じ。
- 15) 仁井田陸『唐令拾遺』雜令33の12

- 16) 新唐書・卷48・百官志38・都水監使者
- 17) 好並隆司「水利に関する律・条例と『共同体』規約—宋代以降の浙江を中心として—」(史学研究30周年記念論叢), 同「水利慣行と法律」(歴史教育10-10)
- 18) 注11)と同じ。
- 19) 注17)と同じ。
- 20) この工役労働力について, 長瀬守氏は農民にとって過重な負担であったことを試算された。注1)論文。
- 21) 周藤吉之「王安石の新材とその史的意義—農民政策を中心として—」(『宋代史研究』所収)
- 22) 周藤吉之「宋代の陂塘の管理機構と水利規約—郷村制との関連において—」(『唐宋社会経済史研究』所収), 同「宋代浙西地方の困田の発展—土地所有制との関係—」(『宋代史研究』所収)
- 23) 宋代の水則については, 吉岡義信氏の「宋代水則考」(鈴峯学園研究紀要2)がある。
- 24) 湖田については, 吉岡義信氏が「宋代の湖田」(鈴峯短大集報・3)において詳論されている。拙稿「宋代鑑湖の水利問題」(史学研究・117)「宋代浙東における農田水利の一考察—とくに鄞県広徳湖を中心として—」(中村学園研究紀要・5), 「中国における農村工業生成の基礎構造—宋代澱山湖困田の問題をめぐって—」(中村学園研究紀要・7)は湖田の問題をとりあつかっている。
- 25) 注23)と同じ。拙稿「宋代鑑湖の水利問題」
- 26) 注25)と同じ。
- 27) 周藤吉之「宋代の陂塘の管理機構と水利規約—郷村制との関連において—」
- 28) 拙稿「宋代における陝西の水利開発」(中国水利史研究・第6号)および注24)にあげ拙稿で宋代における水利施設の管理についてのべた。